

平成25年(ワ)第515号,同第1476号,同第1477号 直送済
 損害賠償請求事件(国賠)
 原告 遠藤行雄 外
 被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(9)
 (政府による避難指示区域内の状況等について)

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中
 平成27年11月6日

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 榎 村 友 博
 同 岡 内 真 哉
 同 岡 原 増 裕



第1 はじめに.....3
 第2 避難指示区域について.....3
 1 避難指示区域とは.....3
 2 避難指示区域の指定状況.....5
 3 避難指示解除の要件.....6
 4 避難指示区域内において許容されている活動等.....7
 5 避難指示区域における除染の実施状況.....9
 6 空間放射線量の状況.....13

7 各自自治体における復興計画.....14
 8 事業活動の再開, 標準準備等.....14
 9 政府による「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(政訂)の策定公表.....17
 10 政府復興方針に基づき避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の避難等対象者に対する避難に係る精神的損害の賠償の考え方.....20
 第3 避難指示区域内の各市町村における現在の状況.....21
 1 総論.....22
 2 宮岡町(原告番号1).....22
 3 双葉町(原告番号5, 9).....25
 4 浪江町(原告番号3, 4, 6, 16, 17, 18).....28
 5 飯館村(原告番号2).....33
 6 南相馬市(原告番号7, 10, 12, 13, 15).....36
 7. 小括.....46
 第4 避難区域外の各市町村における現在の状況.....46
 1 広野町(原告番号14).....46
 2 いわき市(原告番号11).....51
 3 西白河郡矢吹町(原告番号8).....58

第1 はじめに

本書面では、①政府による避難指示の対応となつていない避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を指す。）について、その指示の考え方や避難指示区域内の現在の状況等、及び平成27年6月12日に政府が策定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（改訂）（政府復興方針）の内容、及びこれに基づき平成27年8月26日に被告東京電力が公表した避難指示区域内における精神的損害の賠償の考え方について明らかにするとともに（後記「第2」）、②原告らが本件事故発生時に居住していた各地域に係る避難指示等の有無及び内容、本件事故後における避難の状況、除染の実施状況、空間線量率の推移、本件地震及び本件事故以降における当該地域の復興状況を明らかにする（後記「第3」及び「第4」）。

第2 避難指示区域について

1 避難指示区域とは

避難指示区域とは、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の総称であり（中間指針第二次追補（乙ニ共3）の3頁参照）、平成23年12月26日、政府の原子力災害対策本部より公表された「ステップ2の売丁を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方や今後の検討課題について」（乙ニ共34）において、それ以前に指示がされていた警戒区域及び計画的避難区域を見直し、避難指示区域を設定する際の基本的な考え方が、以下のとおり整理されている（乙ニ共34の7頁以下）。

(1) 警戒区域の解除について

本件原発の半径20キロメートルに設定されている警戒区域は、同原発の状況が不安定な中であつて、再び事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に設定されたものであるが、事故収束に向けてのステップ2の売丁により、本件原発の安全性が確認され、今後、本件原発から大量の放射性物質が放出され、住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれなくなつたものと判断されることから、警戒区域は、基本的には解除の手続きに入ることが妥当である。

(2) 避難指示解除準備区域

現在の避難指示区域のうち、年間線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定し、同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策等、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域とする（乙ニ共34の8～9頁）。

(3) 居住制限区域

現在の避難指示区域のうち、現時点からの年間線量20ミリシーベルトを超えておそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を「居住制限区域」に設定し、同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを旨とし、除染やインフラ復旧等を計画的に実施する。また、同区域は、除染や放射性物質の自然減衰等によって、住民が受ける年間線量20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとする（乙ニ共34の10頁）。

(4) 帰還困難区域

居住制限区域の一部の地域においては、放射性物質による汚染レベルが極めて高く、避難指示の解除までに要する期間が長期にならざるを得ない地域が存在する。こうした地域では除染の効果が限定的であり、また、周辺線量の高さから作業員の被ばく防護の必要性が高く、インフラ復旧についても広範かつ大規模な作業が困難である可能性が高い。さらに、立ち入りした際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から、その境界において一定の物理的防護措置を講じるなど住民の立ち入りを厳しく抑制せざるを得ない可能性が高い。このため、長期間、帰還が困難であることが予想される区域を「帰還困難区域」として特定し、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を「帰還困難区域」に設定する(乙二共34の11頁)。

(5) 小括

このような考え方に基つき、警戒区域及び計画的避難区域について、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の見直しが行われている(その地理的状況の推移については、乙二共105、乙二共106参照。直近の平成27年9月5日(橋本町における避難指示の解除)以降の現時点の状況については、乙二共106の12頁参照。)

2 避難指示区域の指定状況

現在、避難指示区域に指定されている福島県内の市町村は、全59市町村中、大塚町、苗岡町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、川俣町(一部)、南相馬市(一部)及び川内村(一部)の計9市町村である(乙二共106の12頁)。

当該市町村における現在の避難指示の具体的な対象区域は、政府(原子力災害対策本部)による「公示」(乙二共108の2頁以降)等において明らかにされている。

なお、現在は避難指示区域の指定が解除されているもの、かつては、同指定を受けていた市町村として、田村市及び増業町があり、さらに、川内村についてはその一部地域が平成26年10月1日に解除されている(乙二共107～乙二共110)。

3 避難指示解除の要件

政府による避難指示の解除(=避難指示解除準備区域の指定の解除)の要件は、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている(乙二共34の8頁、乙二共111の7頁参照)。

前述のとおり、避難指示解除準備区域は「年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」とされ(乙二共34の8頁)、放射線量の水準は低減していると解される地域であり、その上で、除染、インフラ復旧等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施することにより、一日も早い住民の帰還を目指すものとされている(同)。

また、居住制限区域についても、計画的に除染を実施し、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、避難指示解除準備区域に移行することが予定されている。

したがって、今後の復旧・復興への取組み状況に基づいて、上記で述べたとおりの避難指示区域の指定については、今後も引き続き、その解除及び指定内容の変更が行われることが見込まれている。

4 避難指示区域内において許容されている活動等

現在、避難指示区域内で実施することができる活動及びできない活動等を整理すると、以下のとおりである（乙二共112）。

(1) 避難指示解除準備区域

避難指示解除準備区域においては、以下の活動を行うことができる（ただし、一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。

- ア 主要道路における通過交通
- イ 住民の方の一時的な帰宅（特別宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）
- ウ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）
- エ 復旧・復興に不可欠な区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド等）
- オ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅等を対象とした事業（小規模小売店、食塩、診療所等については、防災・防犯等に留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業ができることとされている。）
- カ 製造業等居住者を対象としない事業
- キ 営農・営林
- ク 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修

繕等工事を目的とした立入り等）

他方、本区域内での宿泊（特別宿泊等の場合を除く。）、本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業等）及び本区域内での宿泊者（特別宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については、避難指示解除準備区域内ではできないとされている。

なお、立入りに当たってはスクリーニングや濃度管理等は原則として義務付けられていない。（以上、乙二共112の3頁参照）

(2) 居住制限区域

居住制限区域においては、以下の活動を行うことができる（ただし、一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。

- ア 主要道路における通過交通
- イ 住民の方の一時的な帰宅（特別宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）
- ウ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）
- エ 復旧・復興に不可欠な事業、復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅等を対象とした事業、製造業等居住者を対象としない事業、営農のうち、別途の手続きによって例外的に認められたもの
- オ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）
- 他方、本区域内での宿泊（特別宿泊等の場合を除く。）、本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業等）及び本区域内での宿泊者（特別宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については、居住制限区域内ではできないとされている。

なお、居住制限区域においても、立入りに当たってはスクリーニングや線量管理等は原則として義務付けられていないが、居住制限区域においては、年間線量線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域もあることから、そのような地域では、不要不急の立入は控え、用事が終わったら速やかに退出するよう呼びかけられている。(以上、乙二共112の4頁参照)

(3) 帰還困難区域

帰還困難区域においては、住民の方々に対して避難の徹底を求める区域とされているが、例外的に、住民の方の意向に配慮した形で一時立入りが可能であるとされている(引越業者や修繕等業者の帯同も可能)。また、一定の要件に該当する場合は指定された帰還困難区域内の道路を通過することができ、さらに、復旧・復興に不可欠な事業であって別途の手続きにより認められたものを実施することができるとされている(ただし、一定の行政上の手続きが必要とされている)。(以上、乙二共112の5頁参照)

5 避難指示区域における除染の実施状況

本件事故に起因する除染等のための取組みに関しては、我が国の法令上、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号、以下「特措法」という。)に基づいて、国、地方公共団体等の責務等が定められている。

具体的には、除染等の措置等(特措法25条～42条)については、森岡大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められること等の要件に該当する地域を「除染特別地域」として指定することができるものとして

いる(特措法25条1項)。

そして、森岡大臣は、「除染特別区域」にあっては、当該区域内の除染等の措置等の実施に係る特別地域内除染実施計画を定めなければならない(同28条1項)、国は、「除染特別区域」について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないものとされ(同30条1項)、国が除染等の措置等の実施主体となることが法令上定められている。

避難指示区域内に所在する111市町村(本野御香面の第2、2で掲げた111市町村)は、いずれも避難指示区域内の「除染特別地域」に指定されており、国直轄による除染の対象区域となっているところ、これらの市町村における除染の進捗状況(平成27年8月21日時点)の概略は、以下のとおりである(乙二共113参照)。

(1) 避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象とした除染実施

避難指示区域内の除染については、早期に避難指示解除を実現する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として先行して実施されている。

(2) 除染等工事の発注率

平成27年7月31日の時点において、避難指示区域内の除染等工事の発注率(除染対象面積等に対して契約済みの除染等工事の対象となっている面積等が占める割合。ただし、原則として帰還困難区域は含まない。)は、対象となる111市町村の全てにおいて、宅地・農地・森林・道路のいずれにおいても、100パーセントとなっている。

(3) 除染で取り除いた土壌等の処理の流れ

ア 仮置場での保管

除染等の工事によって取り除いた土壌、汚泥、草木等については、フレキシブルコンテナや大型土のう等に詰め、市町村の協力を得て決定した場所（仮置場）の保管で3年程度一時的に保管することが予定されている。

この仮置場では、汚染土壌等を詰めたフレキシブルコンテナ等は、水を通さない層（防水シート）の上に置かれ、その上を防水シート等で覆うことにより、土壌等の飛散・流出を防ぐとともに、雨水等の流入と地下水の汚染を防止するものとされている。また、フレキシブルコンテナ等は、汚染されていない山砂等を入れた遮蔽土のうで囲む等の方法によって放射線が遮られ（厚さ30センチメートルの土で覆うと、約98パーセントの放射線を遮蔽することができる）、約98パーセントの放射線を遮蔽することができるとされている。乙二共116の4頁）、これらの安全対策を通じて、保管場所の敷地境界での放射線量を周辺と同程度まで下げるとされている。

さらに、仮置場は、居住地域からの距離を十分に確保した上で、柵等を設置し、人が入って仮置場に近づかないような対策が講じられる。

仮置場の設置後は、定期的に敷地境界での空間線量率や地下水の放射性物質濃度の測定が行われ、異常が見られた場合には原因を究明の上、速やかに補修等の対策が講じられるものとされている。

汚染土壌等は、このように仮置場で3年程度安全に保管された後、中間貯蔵施設に搬入されて、減容化等が行われた上で、安全に保管され、30年以内に県外の最終処分施設へ搬出される予定である。また、仮置場の跡地においては、汚染が残っていないことが確認される。（以上、乙二共114～乙二共116）

イ 除染現場での保管

除染により生じた汚染土壌等について、仮置場等の搬出先が決まるまでの間、一時的に除染現場での保管が行われることがあり（現場保管）、このような場合にも、以下のとおりの安全確保のための措置が講じられるものとされている（乙二共117）。

- (ア) 取り除いた土等をフレキシブルコンテナ等の容器に入れる。
- (イ) フレキシブルコンテナ等を置く場所を整え、防水シート等を敷いて現場保管場所を準備する。
- (ウ) フレキシブルコンテナ等を現場保管場所に設置し、土で覆うなどの遮蔽措置を採ったり、遮水シートで覆ってシートの端を留めるなどの措置を採り（ただし、フレキシブルコンテナ等の容器に防水性がある場合は防水シートを使用しないことがある。）、空間線量率を測定して安全の確認を行う。
- (エ) 仮置場等の搬出先が決まった場合には、搬出し、現場を元の状態に戻す。

ウ 仮置場等での保管状況

国による除染の対象となる除染特別地域内における仮置場その他の一時保管場所を含めた保管場所（仮置場等）の箇所数は、平成27年6月30日時点で228箇所になっている。このような仮置場等からは、保管物を仮設撤却施設に搬入して減容化した上で、中間貯蔵施設に搬入されるものもあれば、直接、中間貯蔵施設に搬入されるものもある。（以上、乙二共118）

(4) 中間貯蔵施設

中間貯蔵施設とは、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵する施設として、本件原発を取り囲む形で、国が主体となって、大熊町・双葉町に整備される施設である（乙二共119）。

現在は、本格的な施設の整備や輸送に先立ち、除染土壌等を一時的に保管するための保管場（ストックヤード）の整備、輸送手段の効率性の検証等を行うパイロット輸送が行われているところであり、ストックヤードの第1埠工事（大熊町・双葉町でそれぞれ約3万平方メートルの施設規模）は平成27年6月末で完了し、第2埠工事（大熊町で約2万平方メートル、双葉町で約3万平方メートルの施設規模）も、平成28年3月末を目途として完了する予定である。平成27年3月より、ストックヤードへのフレキシブルコンテナ等の搬入が開始されており、同年9月9日時点で、大熊町のストックヤードには合計7703袋、双葉町のストックヤードには5447袋のフレキシブルコンテナ等が搬入完了または搬入中となっており、中間貯蔵施設のパイロット運用が開始されている（乙二共120）。

6 空間放射線量の状況

上記5で述べたような除染への取組みも踏まえて、避難指示区域内の空間放射線量も低減している。

政府による拡散モニタリングによる空間線量率測定調査の結果について、平成23年11月5日時点とその約2年後である平成25年11月19日時点のデータを比較すると、測定範囲全体の平均的な線量率は約50パーセント減少しているとされている（乙二共111の1の9頁）。

また、避難指示区域内の各自自治体の空間線量率測定値についても、福島県報紙において福島県内各地の日々の測定結果が掲載されており、広く住民にも情報提供がなされている。

各自自治体の具体的な放射線量の状況は後記「第3」以下で詳述する。

7 各自自治体における復興計画

本件事故後における除染の進展等の状況の変化を踏まえながら、避難指示区域に指定された自治体においても、復旧・復興に向けての計画を策定して復興への取組みを始めている。

自治体ごとに復興計画には特色があるが、復興の拠点となる地区等を定めて、住民の帰還ができるよう、働く環境・住める環境を整備するための各種の施策が講じられるとともに、農業の再生、コミュニティの再生、企業の誘致、研究機関の集積等の様々な観点からの地域利用の計画等についてのまちづくりプランが定められている。

各自自治体の具体的な復興計画の内容は後記「第3」以下で詳述する。

8 事業活動の再開、帰還準備等

避難指示区域に指定されている各市町村においても、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心として、避難指示区域の見直し時点以降、事業活動を含む活動が一部実施可能となっていることから、以下のとおり事業活動を含む活動が再開されつつある。

(1) 米の作付等の状況

避難指示区域内における米の作付等については、農林水産省の定めた「米の作付等に関する方針」（乙二共121の2枚目）において、(ア) 標準稲作区域においては、稲の作付・営農を行うことはできないとされ(作付制限)、

(イ) 居住制限区域においては、一般の生産者の作付けはできないが、可能な範囲で除染後農地の保全管理や市町村の管理下での試験栽培を行うものとされ(農地保全・試験栽培)、(ウ) 避難指示解除準備区域においては、営農の再開が可能であり、農地の除染等の状況に応じ、県及び市町村が管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を行うことができるとされている(作付再開準備)。

平成27年産米の作付については、葛岡町及び大槻町の居住制限区域、大井町及び双葉町の避難指示解除準備区域において、上記(イ)の農地保全・試験栽培の実施が行われることとなっており、また、希葉町全城、南相馬市、川俣町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村及び飯館村の各避難指示解除準備区域、南相馬市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯館村の各居住制限区域においては、上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階に入っている。さらに、川内村内の平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の指定が解除された区域においては、管理計画に基づき、吸収抑制対策等を実施した上で、全量管理・全袋収益をした上で、順次出荷するものとされている(全量生産出荷管理)。(以上、乙二共121の3枚目参照)

(2) 常磐自動車道の全線開通

平成27年3月1日に、従前不通となっていた常磐常岡インターチェンジと浪江インターチェンジ間(14.3キロメートル)が開通することにより、常磐自動車道が全線開通するに至っている。これにより、開通後1週間にお

いて、並行する一般道である国道6号線の交通量が最大で8割程度減少したとされており、交通の利便性が改善されていると考えられる(乙二共122)。

(3) 特別宿泊

政府(原子力災害対策本部)においては、平成24年12月29日より、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として、対象市町村の要望を踏まえて、原則として宿泊ができない避難指示区域内において特別で宿泊することを認める特別宿泊を実施している。

これまで、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、お彼岸の時期等、合計12回行われており、平成26年からは、夏季及び年末年始には、それぞれ最大29泊30日の特別宿泊が認められ、ゴールデンウィーク並びに春及び秋のお彼岸には、それぞれ最大15泊16日の特別宿泊が認められている。

また、直近である平成27年夏季においては、飯館村、南相馬市、川俣町、川内村及び葛尾村については、最大4泊45日の特別宿泊が認められている。

これまで特別宿泊の要請は、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、川内村、田村市、希葉町を対象として実施されており、例えば、平成26年夏には、6市町村において合計730世帯(2253人)が、平成26年末からの年末年始には、6市町村において合計640世帯(1900人)が、直近の平成27年夏季には、5市町村において合計554世帯(1727人)が、それぞれ特別宿泊の要請をしている。(以上、乙二共123)

(4) 「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)

「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)とは、避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を可能とするため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿

泊を、希望する住民の方々について、登録手続を速た上で特例的に可能にするものである。

既に避難指示解除準備区域の指定が解除されている田村市では、平成25年8月1日～平成26年3月31日まで(同年4月1日に解除)、同川内村では、平成26年4月26日～同年9月30日まで(川内村の大字上川内及び同下川内の一部の区域について同年10月1日に解除)、同栢葉町では、平成27年4月6日～同年9月4日まで(同年9月5日に解除)、それぞれ、避難指示解除に先立って、準備指泊が実施されている。

また、現在の避難指示区域のうち、川保町の避難指示区域、南相馬市の避難指示区域(帰還困難区域を除く。)及び喜望峯町の避難指示区域(帰還困難区域を除く。)については、いずれも、平成27年8月31日から同年11月30日までの3か月間の準備宿泊を実施することが公表されている現状にある。(以上、乙二共124の1～乙二共124の3)

9 政府による「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(改訂)の策定公表

以上のような具体的状況を踏まえ、政府は、平成27年6月12日に、原子力災害からの福島復興・再生を一層加速させるため、平成25年12月に策定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を改訂し、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(改訂)(閣議決定、以下「政府復興方針」という。乙二共125)を策定・公表した。
この政府復興方針では、具体的に以下の方針が示されている。

(1) 早期帰還支援

7 避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、各市町村の復興計画等も踏まえ、遅くとも本件事故から6年後(平成29年3月)までに避難

避難指示を解除し、住民の方々の帰還を可能としていくけるよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等の加速に取組む(同7頁)。

イ 避難指示解除準備区域及び居住制限区域(既に解除された田村市や川内村の旧避難指示解除準備区域を含む。)における精神的損害賠償について、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じて被災者が必要となる点に配慮し、避難指示の解除時期にかかわらず、本件事故から6年後(平成29年3月)に解除する場合と同等の支払いを行うよう、国が主要電力に指図を行う(同8頁)。

ウ 今後、さらに除染を加速化するために、住民の方々の帰還や仮置場の確保を地元と連携しつつ早急に終了し、除染の十分な実施に取り進む。除染に伴い生じた土壌等を管理・保管する中間貯蔵施設は、平成27年3月から施設内の保管場への搬入を開始したが、同施設へのできる限り迅速な搬入を進めるため、引き続き地補償を始めとした地元の方々への丁寧な説明を行うとともに、政府一体となり、用地交渉等に関する人身体制の確保を、国が主要電力に指図を行う(同5頁)。

(2) 新生活への支援

ア 各市町村においては復興拠点の整備を計画しており、新しいまちづくりにおける中核としての位置付けがなされているが、このような自治体の復興拠点について、国が迅速に整備が進むよう、平成27年5月に施行された改正福島復興再生特別措置法において創設した福島再生加速化交付金による一貫型の復興再生拠点整備制度をはじめ、政府においても、各市町村のニーズにリンクした形で対応しつつ支援していく(同11頁)。

イ 地域の将来像を描く際に踏まえることとしている、地元が構築している復興の拠点や国・県・市町村が一体で取り組んでいる福島イノベーション

コースト構想等の観点については、広域的視点、持続可能性、避難指示解除時期との関係等に配慮しつつ、早期の整備・立地を進めるよう必要な取組を進める（同9頁）。

ウ 帰還困難区域の今後の取扱いについては、放射線量の見直し、今後の住民の方々の帰還の意向等を踏まえ、引き続き地元とともに検討を進めていく（同11頁）。

(3) 事業や生活の再建・自立に対する支援

ア 事業の再建、住民の方々の働く場所や生計を立てる手段を確保するための生業の再建、帰還後の生活の再構築に向けて、避難指示解除の更なる進展が見込まれ、住民の方々の帰還に向けた意識啓蒙の必要性が顕著な平成27年度・平成28年度の2年間において、特に、集中的に自立支援策を展開する。これにより、事業・生業の再建、事業者等の自立等を可能とし、原子力災害により生じている経営の解消を図る（同13頁）。

イ 被災された方々の自立支援策の推進主体となる官民の合同チームを創設し、事業者等の方々に対して今後の事業の方向性等の意向について個別訪問の上で話を伺うとともに、弁護士や税理士等の専門家とも一体となった本拠体制を構築して、事業再建計画の策定等への支援を行う（同上）。

(4) 事業収束への対応

廃炉・汚染水対策については、全体としては進捗してきているが、より安定的で持続的な収束に向けた対応を進める必要がある。このため、引き続き、国が前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、必要な対策を安全かつ確実に進める（同18頁）。

1 福島イノベーション・コースト構想については、乙二共11.1.1.の2の6頁参照。

(6) 小括

このように、政府復興方針では、政府による各市町村の復興への取組に対する支援の方針が明確にされており、避難指示区域の今後の復興に向けて、政府・自治体が一体となって取り組むことを期待し得る柔軟性がある。

また、帰還困難区域を除く避難指示区域についての避難指示の解除の目安時期が「速くとも本件事故から6年後までに」と明示され、また、「精神的損害の賠償については、実際の避難指示解除時期がいつであるかを問わずに「本件事故から6年後（平成29年3月）に解除する状況と同等の支払いを行う」旨を図が指導するものとされており、これにより、早期に避難指示を解除すると精神的損害の賠償対象期間が減少するという問題が解消され、復興・帰還の加速につながるものと期待される。

さらに、政府は、官民一体となつて、平成27年度及び平成28年度を特に集中的に自立支援施策を展開する時期と位置付けており、避難中の事業者に対する事業再開支援等の具体策も盛り込まれており、避難指示の解除をにらんで、地元の復興に向けて具体的な施策が展開される状況に入っているといふことができる。

10 政府復興方針に基づく避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の避難等対象者に対する避難に係る精神的損害の賠償の考え方

上記9で述べたような政府復興方針を受けて、被告東京電力においては、平成27年8月26日、「避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害等に係る具体的なお取り扱いについて」と題するプレスリリース（乙二共126）を公表し、避難指示解除準備区域及び居住制限区域（ただし、大原町・双葉町を除く。）内の避難等対象者に対する避難に係る精神的損害の賠償につ

いての従前の方針を一部見直し、早期に避難指示が解除された場合においても、本件事故から6年後(平成29年3月)に避難指示が解除される場合と同等の精神的損害の賠償を行うとともに、その後の相当期間の1年間をこれに加えて、平成30年3月までを賠償対象期間として、一人月額10万円の避難に係る精神的損害の賠償を行うこととしている(支払い済みの賠償対象期間については控除の上で残額が賠償される。)

これにより、本件事故発生時点において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に生活の本拠を有していた方(ただし、大隈町・双葉町の方を除く。)への精神的損害の賠償としては、平成23年3月～平成30年3月までの7年1か月分について、遡減なしでの月額10万円の賠償をさせていただくこととなり、総額1人当たり850万円となる。

なお、本件事故発生時点において、県選困難区域又は大隈町若しくは双葉町の居住制限区域又は避難指示解除準備区域に生活の本拠があり、避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうちいずれか早い時点において避難等対象者である方については、中間指針第四次追補に基づき、避難が長期化する場合理の慰労料として、一人当たり700万円を賠償することとしており、その精神的損害の賠償額の合計としては、中間指針に基づく避難等に係る慰労料の賠償が平成23年3月から平成24年5月までの15か月で150万円(避難等での避難がない場合)、中間指針第二次追補に基づく500万円(平成24年6月～平成29年5月までの5年間)の支払いがなされ、さらに中間指針第四次追補に基づく700万円が賠償されることとなるため、避難等に係る慰労料の賠償総額は、一人当たり1450万円となる(被告東京電力共通準備書面(7)15～16頁)。

第3 避難指示区域内の各市町村における現在の状況

1 総論

本件訴訟の原告らには、本件事故当時、避難指示区域に指定された上記各市町村のそれぞれに生活の本拠としての住所を有していた方が含まれており、その内訳は別紙のとおりである。

以下では、各市町村における現時点の状況の概略について述べる(なお、森林管理署の管理区域については言及しない。)

2 富岡町(原告番号1)

(1) 避難指示の内容

富岡町は、全境が避難指示区域となっており、仏沢行政区、柴町行政区等の全ての区域、上郡行政区等の一部の区域が避難指示解除準備区域に、小浜行政区、中央行政区等の全ての区域、新夜ノ森行政区等の一部の区域が居住制限区域に(原告番号1)、小良ヶ浜行政区、夜の森駅北行政区等の全ての区域、新夜ノ森行政区等の一部の区域が県選困難区域に、それぞれ指定されている(乙二共108の13～32頁)。

原告番号1の本件事故時点における住所地()は、ただし原告らの主張を前提にするもの。以下同じ。)は、
、居住制限区域に含まれる。

(2) 避難の状況

富岡町については、町内全域が避難指示等の対象となっており現在まで解除されていないことから、金町長が避難中である(ただし、当該避難者の中には地震・津波により被災された方も含まれることに留意する必要がある。以下同じ。)

具体的には、平成23年3月11日時点の住民登録人口1万5916人に
 対し、平成27年7月1日時点の避難者数は1万5187人（県内避難者1
 万0881人、県外避難者4306人）となっている（乙ニ共127の1「暫
 岡町の状況」（福島県ホームページ））。また、本件事故後の暫岡町の18
 歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において2
 597人（県内避難者1629人、県外避難者968人）、平成27年4月
 1日時点において2194人（県内避難者1612人、県外避難者582人）
 となっている（乙ニ共128の1、2）。

(3) 除染の状況

暫岡町については、平成25年6月に茨城県による特別地域内除染実施
 計画が定められた（平成25年12月に一部改正）。

平成26年1月8日以降、本格除染が実施されており、平成27年8月3
 1日時点における実施率は、宅地54パーセント、農地16パーセント、森
 林97パーセント、道路81パーセントとなっている（乙ニ共129の1「茨
 城県除染情報サイトホームページ（暫岡町）」）。宅地及びその近隣の農地・
 森林については平成27年度内の完了を旨とし、また、残りについては平成
 28年度内の完了を旨としに除染等の措置が実施されている。

(4) 空間放射線量率の状況

暫岡町における平成27年9月時点の空間放射線量率の測定結果は、帰還
 困難区域に所在する「小良ヶ浜多目的集会所」の2、84マイクログロシーベル
 ト/時が最高値であり、「暫岡一小」の0、13マイクログロシーベルト/時が
 最低値となっている。1マイクログロシーベルト/時を下回っている測定地点が
 37地点中29地点となっている（乙ニ共130）。

原告番号1の本件事故時点における住所地（ ）付
 近の空間放射線量率の測定結果は、 ）で0、244マイクログロ
 ーベルト/時となっている（乙ニ共131の1）。

(5) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンタによる内
 部被ばく検査が実施されている。

暫岡町については、平成27年8月までの累計で3613人（男性14
 91人、女性2122人）が検査を受け、全員について、予測変動線量は
 健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙ニ共13
 2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成2
 7年8月までの累計））。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果に
 よれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）
 の外部被ばく線量推計は、調査対象となった暫岡町民7021人につい
 て、1ミリシーベルト未満が5796人、1ミリシーベルト以上2ミリシ
 ーベルト未満が1098人となっており、99.9パーセント以上の対象
 者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト
 以下での明らかない健康への影響が確認されていないことから、4か月間の
 外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考
 えにくい」と評価されている（乙ニ共133「県民健康管理調査『基本調
 査』の実施状況について」）。

国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康へ

² 体内から受けると思われる内部被ばく線量について、成人で50年間、子どもで70歳ま
 での累積線量を算したものを示す。

の影響については、100ミリシームベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていることは、既に被告東京電力共同送電部(6)において述べたとおりである。

(6) 復興の状況

富岡町では、平成24年1月に富岡町災害復興ビジョンが策定され、同年9月には、これを基に富岡町災害復興計画(第一次)が、平成27年6月には富岡町災害復興計画(第二次)(乙ニ共134の1)が策定されるなど、復興まちづくりに向けての施策が進められている。

富岡町災害復興計画(第二次)によれば、早ければ2017(平成29)年4月の帰還開始を目指すとしており、それに基づき平成27年8月には福島県と共同で復興整備計画(乙ニ共134の2)を策定している。

3 双葉町(原告番号5, 6)

(1) 避難指示の内容

ア 双葉町は、全域が避難指示区域となっており、大字阿竹、同中野、同中森の全ての区域が避難指示解除準備区域に、大字新山、同郡山等の全ての区域が避難区域に(原告番号5, 9)、それぞれ指定されている(乙ニ共108の37頁)。

イ 原告番号5の本件事故時点における住所地()は、 隣接図 避難区域に含まれる。

ウ 原告番号9の本件事故時点における住所地()は、 隣接図

避難区域に含まれる。

(2) 避難の状況

双葉町については、町内全域が避難指示等の対象となっており、現在まで解除されていないことから、全町民が避難中である。

具体的には、平成23年3月11日時点の住民登録人口7140人に対し、平成27年5月1日時点の避難者数は6997人(県内避難者4030人、県外避難者2967人)となっている(乙ニ共127の2「双葉町の状況(福島県ホームページ)」。また、本件事故後の双葉町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において1130人(県内避難者472人、県外避難者658人)、平成27年4月1日時点において967人(県内避難者497人、県外避難者470人)となっている(乙ニ共128の1, 2)。

(3) 除染の状況

双葉町については、平成26年7月に環境省による特別地域内除染実施計画が定められた(平成25年12月に一部改定)。

平成27年2月23日以降、本邦除染が実施されており、平成27年8月31日時点における実施率は、宅地11パーセント、農地4パーセント、森林1パーセントとなっている。平成27年度内の完了を目的に除染等の措置を実施することとされている(乙ニ共129の2「環境省除染情報サイトホームページ(双葉町)」)。

(4) 空間放射線量の状況

ア 双葉町における平成27年9月時点の空間放射線量の測定結果は、福島県避難区域に所在する「山田多目的集会場付近」の6.79マイクロシー-

ベルト/時が最高値であり、「浜野公民館」の0.14マイクロシーベルト/時が最低値となっている。測定地点の半数が1マイクロシーベルト/時を下回っている(乙ニ共130)。

- イ 原告番号5の本体事故時点における住所地()付近の空間放射線量率の測定結果は、
- 2. 4.78マイクロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の5)。
- ウ 原告番号9の本体事故時点における住所地()付近の空間放射線量率の測定結果は、
- 5.32マイクロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の9)。

(5) 健康調査の結果

- ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。
- イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった双葉町民3289人について、1ミリシーベルト未満が2656人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が464人となっており、99パーセント以上の対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下の明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにく

い」と評価されている(乙ニ共133「県民健康管理調査『基本調査』の気象状況について」)。

(6) 復興の状況

双葉町では、平成25年6月に「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」が策定され、平成26年10月には、これを具体化し、町の将来像を明らかにする「双葉町復興まちづくり長期ビジョン(中間報告)」がとりまとめられた(乙ニ共135の1)。同じく平成26年10月には、津波で甚大な被害を受けた両竹・浜野地区の復旧・復興を進めるため、「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)(中間報告)」(乙ニ共135の2)が策定された。

このように、双葉町では、震災後の復興まちづくりに向けての施策が進められている。

- 4 浜江町(原告番号3, 4, 6, 16, 17, 18)

(1) 避難指示の内容

ア 浜江町は、全域が避難指示区域となっており、大字崎戸、岡中浜等の全ての区域が避難指示解除準備区域に(原告番号16)、大字牛鹿、同極渡等の全ての区域が居住制限区域に(原告番号4)、大字瀬井、同大根等の全ての区域が帰還困難区域に(原告番号3, 6, 17, 18)、それぞれ指定されている(乙ニ共108の38~39頁)。

- イ 原告番号3の本体事故時点における住所地()は、
- 区域に含まれる。

ウ 原告番号4の本件事故時点における住所地

居住制限区域に含まれる。

エ 原告番号6の本件事故時点における住所地

困難区域に含まれる。

ただし、本訴訟における審理の結果、原告番号6の本件事故時点における住所地の本拠地が明らかになっている。

オ 原告番号16の本件事故時点における住所地

指示解除準備区域に含まれる。

カ 原告番号17及び同18の本件事故時点における住所地

、帰還困難区域に含まれる。

(2) 避難の状況

浪江町については、町内全域が避難指示等の対象となって現在まで解除されてないことから、全町民が避難中である。

具体的には、平成23年3月11日時点の住民登録人口2万1434人に対し、平成27年4月30日時点の避難者数は2万1020人（県内避難者1万4605人、県外避難者6415人）となっている（乙ニ共127の3「浪江町の状況」（福島県ホームページ））。また、本件事故後の浪江町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において3298人（県内避難者1879人、県外避難者1419人）、平成27年4月1日時点において3039人（県内避難者1859人、県外避難者180人）となっている（乙ニ共128の1、2）。

(3) 除染の状況

浪江町については、平成24年11月に福島県による特別地域内除染実施計画が定められた（平成25年12月に一部改定）。

平成25年11月27日以降、避難指示解除準備区域を中心とする低線量の区域から本格除染が実施されており、平成27年8月31日時点における実施率は、宅地19パーセント、農地18パーセント、森林34パーセント、道路41パーセントとなっている（乙ニ共129の3「福島県除染情報サイトホームページ（浪江町）」）。

津波被災地域（南柳町、浪江町、中浜、両竹）を除く除染対象区域については、平成27年度内の完了を旨途に、残りの農地、道路及びそれらの近隣の森林については平成28年度内の完了を旨途に除染等の措置が実施されている。

(4) 空間放射線量率の状況

ア 浪江町における平成27年9月時点の空間放射線量率は、帰還困難区域に所在する「小丸多目的集会所」の12.38マイクロシーベルト/時が最高値であり、「大字浪江集会所」の0.06マイクロシーベルト/時が最低値となっている。浪江町役場が所在する浪世福周辺地区では、0.1マイクロシーベルト/時前後又はそれ以下の線量となっている（乙ニ共130）。

イ 原告番号3の本件事故時点における住所地

付近の空間放射線量率の測定結果は、

イクロシーベルト/時となっている（乙ニ共131の3）。

ウ 原告番号4の本件事故時点における住所地

付近の空間放射線量率の測定結果は、

」で1.451マイクログシーベルト/時となっている(乙ニ共131の4)。

エ 原告番号6の本件事故時点における住居地
付近の空間放射線量の測定結果は、
7マイクログシーベルト/時となっている(乙ニ共131の6)。

オ 原告番号16の本件事故時点における住居地
付近の空間放射線量の測定結果は、
1で0.25
2マイクログシーベルト/時となっている(乙ニ共131の16)。

カ 原告番号17及び同18の本件事故時点における住居地
付近の空間放射線量の測定結果は、
1で1.2.736マイクログシーベルト/時となっている(乙ニ共131の17)。

(5) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンタによる内部被ばく検査が実施されている。

浪江町については、平成27年8月までの累計で9797人(男性4367人、女性5430人)が検査を受け、全員について、預託放射線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている(乙ニ共132「ホールボディカウンタによる内部被ばく検査の実施状況」(平成27年8月までの累計))。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの線量線量は、調査対象となった浪江町民8401人について、1ミリシーベルト未満が5874人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が1977人となっており、98.8パーセント以上の対象

者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、放射線による健康被害があるとは考えにくいと評価されている(乙ニ共133「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について』)。

(6) 復興の状況

浪江町では、平成24年4月に浪江町復興ビジョンが策定され、その後、同年10月に浪江町復興計画(第一次)、平成26年3月に復興まちづくり計画(乙ニ共136の1)が策定された。

復興まちづくり計画では、避難指示解除準備区域を復興拠点の中心と位置付け、生活に必要な施設などを集約して整備することとされている。その一部については既に平成25年度までに実施されている(乙ニ共136の2「浪江町インフラ復旧工程表」)。

また、実際に避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、以下のとおり事業活動を含む活動が再開されつつある。

ア 時点で、浪江町内において、所定の手続きを経て事業を再開している事業所は、平成26年8月27日に営業を再開したコンビニエンスストアを含めて、18事業者(22事業所)に上っている(その状況は浪江町ホームページで公開されている。乙ニ共136の3、乙ニ共136の4、乙ニ共136の5の12頁)。

イ 浪江町においては、平成26年より、水稲の実証栽培を開始しており、全県全産検査で全て基準値以下となっており、平成27年には販売を目標としている。

また、阿婆について、平成25年より試験栽培を開始しており、全4品目で安全を確認している。

さらに、花井についても平成26年より乗込検査を開始しており、これまでトルコキキョウやリンドウを市場に出荷している。(以上、乙ニ共136の5の13頁、乙ニ共136の6)

5 飯館村 (原告番号2)

(1) 避難指示の内容

飯館村は、全域が避難指示区域となっており、八木沢・芦原行政区、大倉行政区等の全ての区域が避難指示解除準備区域に、草野行政区、深谷行政区等の全ての区域が居住制限区域に (原告番号2)、長泥行政区の全ての区域が帰還困難区域に、それぞれ指定されている (乙ニ共108の47頁、48頁)。

原告番号2の本件事故時点における住居は、居住制限区域に含まれる。

(2) 避難の状況

飯館村については、村内全域が避難指示等の対象となっており、現在まで解除されていないことから、全村民が避難中である。

具体的には、平成23年3月11日時点の住民登録人口6509人に対し、平成27年5月1日時点の避難者数は6723人 (県内避難者6228人、県外避難者493人) となっている (乙ニ共127の4「飯館村の状況」(福島県ホームページ))。また、本件事故後の飯館村の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において1001人 (県内避難者881人、県外避難者120人)、平成27年4月1日時点において9

82人 (県内避難者882人、県外避難者100人) となっている (乙ニ共128の1、2)。

(3) 除染の状況

飯館村については、平成24年5月に茨城県による特別地域内除染実施計画が定められた (平成25年12月に一部改定)。

平成24年9月25日以降、本格除染が実施されており、平成27年8月31日時点における実施率は、宅地100パーセント、農地43パーセント、森林66パーセント、道路29パーセントとなっている (乙ニ共129の4「茨城県除染情報サイトホームページ (飯館村)」)。

宅地については原告番号2番の原告らの居住地を含めて既に除染が完了しており、それ以外の箇所についても平成28年内の完了を目標に除染等の措置が実施されている。

(4) 空間放射線量率の状況

飯館村における平成27年9月時点の空間放射線量率の測定結果は、「深谷集会所付近車道」の1.07マイクロシーベルト/時が最高値であり、その他の測定地点はいずれも0.6マイクロシーベルト/時を下回っている。なお、帰還困難区域に所在する「長泥コミュニティセンター」も0.54マイクロシーベルト/時となっている (乙ニ共130)。

原告番号2の本件事故時点における生活の本拠地
 付近の空間放射線量率の測定結果は、
 1 付近の空間放射線量率の測定結果は、
 で0.348マ
 イクロシーベルト/時となっている (乙ニ共131の2)。

(5) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内

部被ばく検査が実施されている。

飯館村については、平成27年8月までの累計で2048人(男性929人、女性1119人)が検査を受け、全員について、遺伝的変異検査量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている(乙二共132「ホルボディカウランターによる内部被ばく検査の実施状況」(平成27年8月までの累計))。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの影響線量は、調査対象となった飯館村民2316人について、1ミリシーベルト未満が196人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が324人となっており、68.1パーセント以上の対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下の明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている(乙二共133「県民健康調査『基本調査』の実施状況について」)。

(6) 復興の状況

飯館村では、平成27年6月に「いいたて までの復興計画」(第5版)(乙二共137の1)が策定され、帰還後の復興まちづくりに向けての施策が進められており、実際に避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、以下のおり事業活動を含む活動が再開されつつある。

ア 平成27年9月1日時点で、飯館村内において、所定の手続きを経て事業を再開している事業所は、合計49事業所(居住制限区域に47事業所、

避難指示解除準備区域に2事業所)に上っている(その状況は飯館村ホームページで公開されている。乙二共137の2)。

イ 飯館村においては、避難指示の解除を見越して、旧公民館跡地に「飯館村交流センター(仮称)」の建設が始まっており、隣接する草野向神地区では平成27年も木の作付の実証試験が行われている。

また、梁谷地区に村内復興拠点エリアが整備される予定であり、太陽光発電施設の建設予定地の造成工事が始まっており、平成28年の冬には太陽光パネルの設置が完了する予定である。今後、道の駅「までい館」、住宅エリアと順に整備される予定である。道の駅「までい館」は、平成29年3月の完成を目指して建設準備が進められている。(以上、乙二共137の3)

6 南相馬市(原簿番号7, 10, 12, 13, 15)

(1) 避難指示の内容

ア 南相馬市においては、本件原発から半径20キロメートル圏内における旧警戒区域とその圏外の旧計画的避難区域が避難指示区域に指定されている。

具体的には、小高区片草等の区域の全て及び原町区等の字柳原等の区域の一部が避難指示解除準備区域に(原簿番号7, 10, 12, 15)、小高区神山の字柳沢等の区域及び原町区片倉の字行津等の区域が居住制限区域に、小高区金谷の字小畑、字トウケ、字出戸間船及び字野中の区域が居住制限区域に、それぞれ指定されている(乙二共108の2～4頁)。

なお、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の住民に出された平成23年3月15日付けの屋内避難指示(乙二共24)

の対象区域のうち、計画的避難区域に指定された区域を除く南相馬市内の区域については、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に指定されたが(乙ニ共27)、同年9月30日をもって同指定は解除されており(乙ニ共28)、その後は避難指示の対象となっていない。

また、本件原告から半径30キロメートル以上の区域で計画的避難区域に指定されなかった南相馬市内の区域(原告番号13)については、平成23年3月16日、南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難の要請をしているが、懸内迅速区域の指定が解除された同年4月22日には、引き続き警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解が示されている(乙ニ共1の8頁参照)。

イ 原告番号7の本件事故時点における住所地()は、避難指示解除準備区域に含まれる。

ウ 原告番号10の本件事故時点における住所地()は、避難指示解除準備区域に含まれる。

エ 原告番号12の本件事故時点における住所地()は、避難指示解除準備区域に含まれる。

オ 原告番号13の本件事故時点における住所地()は、避難指示解除準備区域に含まれる。

()は、避難指示解除準備区域に含まれる。

なお、原告番号13については、本件地震により建物が全壊したため、いずれにせよ避難が必要となっている。

カ 原告番号15の本件事故時点における住所地()は、避難指示解除準備区域に含まれる。

(2) 避難の状況

南相馬市は、津波により甚大な被害を受け、合計40.8平方キロメートルが津波被害に遭い、全世帯数2万3898世帯のうち全壊が1180世帯、大規模半壊が102世帯、半壊242世帯、床下浸水111世帯となっている。津波による甚大な被害を受けた地域は災害危険区域に指定された。

南相馬市について、平成23年3月11日時点の住民登録人口7万1561人に対し、平成27年10月15日時点の避難者数は1万0800人おり、この内6361人が福島県外に避難している(乙ニ共127の5「南相馬市の状況」(福島県ホームページ)、乙ニ共138の1)。また、本件事故後の南相馬市の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において5606人(県内避難者1969人、県外避難者3637人)、平成27年4月1日時点において4729人(県内避難者2855人、県外避難者1874人)となっている(乙ニ共128の1、2)。この点に関し、乙ニ共138の2「広報紙なみそうま『お知らせ版』」(平成26年6月号)6頁では、生徒・児童・団員の帰還が少いことが事実に進んでいることが報じられている。

(3) 除染の状況

ア 南相馬市については、平成24年4月に環境省による特別地域内除染実施計画が定められた(平成25年12月に一部改定)。同計画は、平成23年12月13日時点で警戒区域又は計画的避難区域であった区域を対象としている。

平成25年8月26日以降、避難指示解除準備区域を中心とした低線量の区域から本格除染が実施され、平成27年8月31日時点における実施率は、宅地32パーセント、農地16パーセント、森林46パーセント、道路7パーセントとなっている(乙ニ共129の5の1「環境省除染情報サイトホームページ(南相馬市)」)。

イ 南相馬市では、平成23年11月に、市による除染実施計画(第1版)が定められた。除染実施計画については、平成25年1月に第2版(同年6月に第2版改定)、平成26年1月に第3版、平成27年3月に第4版(乙ニ共138の3)が策定された。

南相馬市による除染は、被爆国が除染等を実施する除染特別区域を除いた市内全域(特定避難勧奨地点を含む。)を対象としている。

除染実施計画では、生活圏においては、平成26年12月末までに、追加被ばく線量を平成28年9月末と比べて60パーセント削減することが目標とされ、長期的には、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることが目標とされた。除染作業の優先順位については、空間線量率の高い区域から実施すること、未就学児及び妊婦が居住する住宅等については優先して実施することとされている。

既に、公共施設については計画したものについてはほぼ100パーセント除染が完了している。住宅については計画数1万7466戸、発注数1万1033戸に対して7418戸、道路については発注分739.4キロメ

ートルに対して395.1キロメートルが終了している。農地については、樹園地については発注分27.8ヘクタールに対して26.5ヘクタールの除染が終了し、畑地、水田、牧草地の多くは今後の除染の実施が予定されている(以上については平成27年7月末時点、乙ニ共129の5の2「環境省除染情報サイトホームページ(南相馬市除染実施区域)」)。

このうち、南相馬市が実施する区域における公共施設については、既に平成24年3月までの段階で総施設228に対して224施設において除染実施済みである(乙ニ共129の5の3「平成23年公共施設除染進捗状況総括表」)。

ウ 南相馬市教育委員会は市内の小中学校について、屋外活動時間を制限してきたが、除染が進んだこともあり、平成24年4月以降当該制限が解除された(乙ニ共138の4「福島民報記事」(平成24年4月7日))。

(4) 空間放射線量率の状況

ア 南相馬市における平成27年9月時点の空間放射線量率は、居住制限区域に所在する「鉄山ダム」の1.95マイクロシーベルト/時が最高値であり、その他の測定地点はいずれも0.56マイクロシーベルト/時を下回っている。「小高中」は0.08マイクロシーベルト/時、「小高区役所」も0.09マイクロシーベルト/時となっている(乙ニ共130)。

イ 原告番号7の本件事故時点における住所地

付近の空間放射線量率の測定結果は、「 で0.087マイクロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の7)。

ウ 原告番号10の本件事故時点における住所地(

…(5) 付近の空間放射線量率の測定結果は、
で0.087マイクログロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の10)。

ニ 原告番号12の本件事故時点における住所地

1) 付近の空間放射線量率の測定結果は、
で0.106マイクログロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の12)。

オ 原告番号13の本件事故時点における住所地(

1) 付近の空間放射線量率の測定結果は、「
で0.188マイクログロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の13)。

カ 原告番号15の本件事故時点における住所地(

1) 付近の空間放射線量率の測定結果は、「
で0.161マイクログロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の15)。

(5) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

南相馬市については、平成27年8月までの累計で3634人(男性1711人、女性1923人)が検査を受けたが、預託実効線量は全員1ミリシーベルト未満であり、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ値ではなかったとの検査結果が出ている(乙ニ共132「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」(平成27年8月までの

累計)。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの累積線量は、調査対象となった南相馬市民2万5673人について、1ミリシーベルト未満が1万8894人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が6122人となっており、99.9パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である。変学調査により100ミリシベルト以下での明らかなき健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている(乙ニ共133「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」)。

ウ 南相馬市は、福島県とは別に、市民に個人線量線量計を貸与して外部放射線量を継続的に測定しているが(個人線量線量測定)、その測定結果については、「これまでの科学的知照で判断すると、昨年度第2回の結果同様、すべての被測定者の被ばく線量は、健康影響が心配されるレベルの値ではありませんでした」との評価がなされている(乙ニ共138の5「平成26年度第3回個人線量線量測定(26年12月～27年2月)結果」)。

エ また、南相馬市は、市民の内部被ばく検査を継続的に実施している。

平成26年10月1日から平成27年3月31日にかけて実施された第8回検査においては、南相馬市長及び南相馬市放射線健康対策委員会から、
①体内に放射性セシウムを取り込んで入っている人の概算は、大人・子供ともに測定月が過ぎにつれて急速に減少している、現在南相馬市では汚染食品等の摂取による内部被ばくの危険は非常に低く抑えられていることが判る、

㊟放射能で汚染した天然食材を継続して食べるようなことをせず、通常の流通食品を食べ、通常の生活を続けていけば、体内汚染は、十分に低く抑さえられることが判明している、との結果総括が報告されている（乙二共138の6「市民の内都抜ばく検診結果（8）」）。

(6) 復興の状況

ア 南相馬市では、平成23年12月に「南相馬市復興計画」が、平成26年11月に「南相馬市復興総合計画」が策定された（乙二共138の7）。同各計画は、主要施策として、緊急的対応、市民生活復興、経済復興、防災まちづくり、入づくり・子育て環境の充実、原子力災害の克服を定めている。

復興計画の進捗状況として、公共施設の再開、教育施設の確保、観光復興事業、サービスマリアリ活用拠点整備事業、工業用地造成事業、防災集団移転促進事業、市道災害復旧事業、子どもの遊び場整備事業、生活圏除染事業その他の事業が既に完了し又は概ね順調に実施されており、南相馬市においては府庁とする環境整備が整いつつある。

イ 南相馬市は速方に避難する市民の帰還のために、住居が確保できるまでの間仮設住宅を確保しており、平成25年9月以降受付を開始している（乙二共138の8「広報紙みなみそうま」（平成25年9月号）2頁）。

ウ 南相馬市の米作は、平成26年には、帰還困難区域を除く市内すべての水田でできることとなった（乙二共138の9「広報紙みなみそうま」（平成26年3月号）2頁）。

エ 福島県の観光客入込状況（乙二共142の1及び2）によれば、平成2

2年に132万8721人であった南相馬市への観光客入込数は、平成23年に50万9648人に減少したものの、平成25年に89万7836人、平成26年に96万4079人（前年比7.4%増）と回復基調にある。

オ 南相馬市の製造品出荷額は、平成22年は892億円であったが、平成23年582億円、平成24年546億円と推移している（乙二共143「経済・産業の現状と復興・復旧の取組」20～21頁）。

カ 南相馬市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。

福島県労働局によると、平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍（季節調整値）と高く、特に南相馬市が含まれる相双地方については2.73倍となっている。職業別にみると、医療関係、商品販売、介護、生産工程、輸送、土木建設の求人が多い（乙二共144「平成26年12月分公共職業簿取扱月報」）。なお、同月期の有効求人倍率（季節調整値）の全国平均は1.15倍である（乙二共145「厚生労働省発表「都道府県・地域別有効求人倍率」）。

南相馬市において、飲食店、コンビニエンスストア、建設業等が深刻な人手不足に陥っている状況が報じられている（乙二共138の10「福島民報記者」（平成26年9月23日））。

キ 南相馬市の自動車保有台数は、平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移している（単位は台、いずれも3月31日時点）（乙ニ共14の1～5「福島県市町村勢一覽」）。平成23年から平成24年にかけて減少したものの、その後は増加傾向にあり、このことは、南相馬市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
5万7854	5万7952	5万6456	5万7085	5万8255

ク 南相馬市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成26年にかけて次のとおり推移しており（単位は戸、乙ニ共147の1～5「建築着工統計」）、平成24年以降急増している。これは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
249	311	109	570	949	918

ケ 旧警戒区域（本件原発から半径20キロメートル圏内）に位置する南相馬市小高区においては、平成27年8月15日時点で、小高区内の事業所数（総数488）のうち、210事業所が再開しており、そのうち、小高区内では44事業所が事業を再開しているとされている（乙ニ共138の11の11頁）。

同じく小高区の小学校、中学校、高等学校も概ね再開しており、医療・福祉についても平成27年4月より小高病院が再開しているほか（乙ニ共111の2の4頁）、6病院27診療所（震災前は8病院39診療所）が

診療を行っている（乙ニ共127の5「南相馬市の状況」（福島県ホームページ））。

7 小括

以上のとおり、避難指示区域内においては、自治体の置かれた状況等による程度の相違はあるものの、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、避難指示の解除をにらんだ他の事業活動が一新で再開され、又はその準備が進みつつあり、また避難指示区域の周辺区域（避難指示区域の指定が既に解除された区域も含む。）の復興の取組みとも相俟って、生活環境の復旧・復興のための取組みが始まっているものである。

第4 避難区域外の各市町村における現在の状況

1 広野町（原告番号14）

(1) 避難指示の内容

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、広野町の北部の一部が、政府による避難指示区域とされた。

政府は、平成23年3月15日、屋内避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これにより、同日以降、広野町北部の一部が避難指示区域、その他の地域が屋内避難指示区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、広野町の全域を緊急時避難準備区域に設定した。その後、緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日に終

除され、広野町は避難指示等対象区域から外れることとなった。

したがって、平成23年12月26日以降、警戒区域及び避難指示区域が、伊達国難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に見直された際にも、広野町はかかる設定見直しの対象に含まれていない。

原告番号14の本件事故時点における住所地（

は、**緊急時避難準備区域**に含まれていたが、平成23年9月30日付けで解除された後は特に避難指示等の指定はされていない。

(2) 避難の状況

広野町について、平成23年3月11日時点の住民登録人口5490人に対し、平成27年5月13日時点の避難者数は2962人おり、この内346人が福島県外に避難している（乙ニ共127の6「広野町の状況」（福島県ホームページ））。

また、本件事故後の広野町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において970人（県内避難者707人、県外避難者263人）、平成26年10月1日時点において490人（県内避難者422人、県外避難者68人）となっている（乙ニ共128の1、2）。

(3) 除染の状況

広野町は、平成23年12月に除染実施計画を策定した（平成24年6月に第2版、平成25年7月に第3版、平成25年8月に第4版（乙ニ共139の1）が策定された。）。同計画においては、地域別及び土地用途別に優先順位が設定されており、地域別では高線量の地域や人口密度の高い地域が優先的に除染を実施する対象とされ、土地用途別では、子供が利用する施設、それ以外の公共施設・道路・鉄道、民間施設、農地・森林の順で優先的に除

染を実施することとされた。

除染の実施状況については、公共施設、住宅、道路については計画比では100パーセント除染が完了している。森林についても計画された237.9ヘクタールに対して227.3ヘクタールが実施済みとなっており、相当程度除染実施が進んでいる（乙ニ共129の6「福島省除染情報サイトホームページ（広野町）」）。

原告らの世帯が所在するところ、平成23年10月11日から11月4日にかけての測定によれば、空間線量率は0.23～1.38マイクロシーベルト/時と特設他と比べて高い線量を示したわけではなかったが、優先的に除染が実施されている（乙ニ共139の1「広野町除染実施計画（第4版）」3頁）。

(4) 空間放射線量率の状況

広野町における平成27年9月時点の空間放射線量率の測定結果は、**0.13マイクロシーベルト/時が最高値であり、0.07マイクロシーベルト/時が最低値となっている。全ての測定地点において1マイクロシーベルト/時を下回っている（乙ニ共130）。**

原告番号14の本件事故時点における生活の本地地（

付近の空間放射線量率の測定結果は、「**0.14**」で0.

121マイクロシーベルト/時となっている（乙ニ共131の14）。

(5) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内臓被ばく検査が実施されている。

広野町については、平成27年8月までの累計で975人（男性497

人、女性478人)が検査を受けたが、予防実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、予防実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている(乙ニ共132「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」(平成27年8月までの累計)。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばくの累積線量は、調査対象となった広野町長1882人について、1ミリシーベルト未満が1822人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が56人となっており、約99.9パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている(乙ニ共133「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」)。

(6) 復興の状況

ア 広野町は、平成24年3月1日に役員機能を本来の庁舎に戻して業務を再開し、平成24年3月31日には町長受命の避難指示を解除していち早く公共インフラの復旧等に努めた結果、道路、水道、下水道等のインフラは急速復旧された(乙ニ共139の2「インフラ復旧工程表」1頁)。

広野町では、平成24年3月に広野町復興計画(第一次)、平成26年3月に広野町復興計画(第二次)(乙ニ共139の3)が策定された。同計画では、平成24年から同33年までの10年間にわたる復興計画・施策のスケジュールが決められている。

イ 広野町の緊急時避難準備区域では、平成23年度は米の作付制限を受けしたが、平成24年以降作付が再開され、平成25年度は作付面積は110ヘクタールとなっている(平成22年度は197ヘクタール)(乙ニ共139の4)。

ウ 広野町の製造品出荷額は、平成22年は240億円であったが、平成23年には128億円に減少し、平成24年は159億円まで回復している(乙ニ共143「経済・産業の現状と復興・復旧の取組」20~21頁)。

エ 広野町の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。福島県労働力高によると、平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍(季節調整値)と高く、この内広野町が含まれる相双公共職業安定所管内においても2.73倍と県平均を上回る求人倍率となっている。業別にみると、医療関係、商品販売、営業、介護、接客、自動車運転、土木建設等の求人が多い(乙ニ共144「平成26年12月分公共職業安定所業務取扱月報」)。

オ 広野町の自動車保有台数は、平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移しており(単位は台、いずれも3月31日時点)(乙ニ共146の1~5「福島県市町村勢一覽」)、平成23年から平成24年にかけて減少したものの、その後は増加傾向にあることを示している。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
4385	4389	4374	4604	4755

カ その他(乙二共127の6「広野町の状況」(福島県ホームページ))
 公共交通機関としては、JR常磐線がいわき広野町間で運行再開している
 ほか、仮設住宅と病院・商業施設間を運行する復興支援バス及び町民バ
 スが運行している。

商業施設については、コンビニが3件営業中、商工会の宅配サービスを
 実施中である。また、ゆうちょ銀行(郵便局)、あぶくま信金、JAふた
 ば広野支店が再開済みとなっている。

教育関係では、幼稚園、保育園、小学校、中学校が再開済みである。

医療・福祉関係では、南野病院、馬場医院、広野薬局が通常どおり診察
 を再開しているほか、新妻歯科医院が週2日で診察を再開しており、震災
 前とほぼ遜色ない状況となっている。また、町内の特別養護老人ホーム「花
 ぶさ苑」とデイサービスセンター「広徳荘」が再開済みである。

2 いわき市(原告番号11)

(1) 避難指示の内容

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原告か
 ら半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏
 内に変更した。この時点において、いわき市は、政府による避難指示区域及
 び屋内避難指示区域の範囲外とされていた。

その後、政府は、平成23年3月15日、屋内避難指示の対象となる区域
 を本件原告から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更し、
 これにより、いわき市の北端の一部が屋内避難指示の対象となる区域に含
 まれることとなった。

政府は、平成23年4月22日、屋内避難の指示を解除して計画的避難区
 域や緊急時避難準備区域に指定したが、いわき市は政府によるこれらの避難

指示等の対象とならなかった。また、いわき市において特定避難勧奨地点と
 された地点はない。

原告番号11の原告らの本件事故時点における住所地(

1. 住所は、

甲、屋内避難区域に指定されていたが、平成23年4月22日に
 解除された後は、特に避難指示等は出されていない。

(2) 避難の状況

ア 本件事故後のいわき市の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平
 成24年4月1日時点において3641人(県内避難者1475人、県外
 避難者2166人)、平成27年4月1日時点において1690人(県内
 避難者552人、県外避難者1138人)となっている(乙二共128の
 1, 2)。

このように、平成27年4月1日時点における18歳未満の避難者数は
 1690人であり、これがいわき市における平成23年1月1日時点にお
 ける18歳未満の人口5万7739人(乙二共148「市町村別18歳未
 満人口推移」)に占める割合は2.93パーセントであることから、
 いわき市においては、本件事故以降も大多数の18歳以下の住民が引き続
 き生活を送っている状況にあるから、平均的・一般的な人が自主的避難を
 行い継続したという事情は認められない。

また、避難者数が大幅に減少していることから、本件事故後に避難を求
 めた者のうち相当数が既に帰還していることが分かる。

イ 他方、いわき市には、他の市町村からの多数の避難者があり、平成24
 年10月19日時点におけるこれらの避難者は2万3787人(成急仮設
 住宅7069人、借上住宅等1万6718人)に上っていた(乙二共14

0の1 「いわき市における津波被災地の復興状況等について」。

(3) 除染の状況

ア いわき市では、平成23年12月に、「いわき市除染実施計画(第1版)」が策定され、その後、平成25年3月に第2版、平成26年10月に第3版(乙ニ共140の2)が策定され、これら除染計画に沿って除染が実施されてきた。

除染においては、追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト以上の地区及び市内北部で本体原発から30キロ圏内を含む地区を優先的に実施することとされ、対象施設の優先順位は子供の生活環境(保育施設、教育施設、公園等)を優先的に実施することとされた。

イ 原告らの本件事故時の住所地は、いわき市において優先的に除染を行う区域(北部4地区=川前地区、久之浜・大久地区、小川地区、四倉地区、乙ニ共140の2「いわき市除染実施計画(第3版)」12頁)に含まれている。

ウ 除染の進捗状況については、公共施設については計画数・発注数541施設のうち532施設(調査のみで終了したものを含む。)、住宅については計画数・発注数8万1085戸のうち2万5632戸(調査のみで終了したものを含む。)、水田については計画数・発注数138.1ヘクタールのうち131.5ヘクタール、森林については計画数・発注数7.7ヘクタールの全てについて除染が終了している(以上については平成27年7月末時点、乙ニ共129の7「茨城県除染情報サイトホームページ(いわき市)」)。

(4) 空間放射線量率の状況

いわき市における平成27年9月時点の空間放射線量率の測定結果は、「[E戸数分校]の0.26マイクログロシーベルト/時が最高値であり、「貝泊多目的集会所」外の0.04マイクログロシーベルト/時が最低値となっている。全ての測定地点において1マイクログロシーベルト/時を下回っている(乙ニ共130)。

原告番号1.1の本件事故時点における生活の本拠地(

付近の空間放射線量率の測定結果は、

」で0.127マイクログロシーベルト/時となっている(乙ニ共131の11)。

(5) 健康調査の結果

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

いわき市については、平成27年8月までの累計で4万0369人(男性1万9805人、女性2万0564人)が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者はおらず、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている(乙ニ共132「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」(平成27年8月までの累計)。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間(放射線の空間線量が最も高かった時期)の外部被ばく線の線量は、調査対象となっていたいわき市民7万2659人について、1ミリシーベルト未満が7万1999人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が624人となっており、99.9パーセント超

の対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている(乙二共133「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」)。

(6) 復興の状況

ア いわき市においては、本件地震及び本件津波により、道路や橋梁といった社会基盤に被害を受けたが、平成23年10月に市復旧計画を策定し、これにより、社会基盤等の復旧が進められ、地盤補強事業、震災復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、復興道路整備事業、災害公営住宅整備事業等の事業が行われている(乙二共140の3「広報いわき(平成24年7月号)」、乙二共140の4「広報いわき(平成25年4月号)」、乙二共140の5「広報いわき(平成25年10月号)」)。

また、いわき市においては本件地震によりライフラインに被害が生じたが、水道については平成23年4月21日(津波や地滑りの被害で復旧が困難な地域を除く。)、電力については本件地震後1週間以内、都市ガス及び電話については平成23年4月中旬にいずれも回復した(乙二共140の7「震災記録誌『東日本大震災から1年 いわき市の記録』」15～19頁)。

水道水については、被害国は、平成23年3月16日から水道水の放射性物質の測定を開始した。3月23日に被害国が定める乳児の摂取指標値を越える放射性ヨウ素が検出されたことを確認したため、いわき市は同日から乳児による水道水の飲用を控えるよう求めペットボトル水の配布を行った。3月25日以降は放射性ヨウ素の検出値が摂取指標値以下となり、3月28日に採水した市内8か所の浄水場における測定の結果いずれも指

標値を大きく下回ったことから、3月31日に摂取制限は解除された。その後4月4日以降については、放射性ヨウ素・セシウムとも不検出となっている(同20～21頁)。

イ いわき市では、これまで3次にわたって「いわき市復興事業計画」が策定されたほか(乙二共140の8)、復興に向けた基本方針や主要施策を示す復興ビジョン、道路・河川・橋梁・公共施設など各分野の復旧までの作業工程を示した復旧計画が定められた(乙二共140の9)。

被災者の生活再建、生活環境の整備・充実、社会基盤の再生・強化、経済・産業の再生・創造及び復興の推進を取組の柱として、復興を進めており、全体として概ね計画通りに進捗している(乙二共140の6「広報いわき(平成26年9月号)」)

ウ 福島県の観光客入込状況(乙二共142の1及び2)によれば、平成22年に1076万6595人であったいわき市への観光客入込数は、平成23年に370万8233人に減少したものの、平成25年769万0421人、平成26年781万8730人(前年比1.7%増)と回復基調にある。

エ いわき市の製造品出荷額は、平成22年は9703億円であったが、平成23年8258億円、平成24年9329億円と推移している(乙二共143「経済・産業の現状と復興・復旧の取組」20～21頁)。

オ いわき市の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。福島県労働局によると、平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍(季節調整値)と高く、この内いわき市が含まれる平公共職業安定

所管内においても1.83倍と県平均を上回る求人倍率となっている。職業別にみると、医療関係、商品販売、介護、調理、接客、製品製造、自動車運転、土木建設等の求人が多い(乙二共144「平成26年12月分公共職業安定所業務取扱月報」)。

平成26年5月には、同年春の新卒者採用数を前年より増やした企業が県内主要30社のうち17社と半数を超えることが、復興需要に伴う業況回復を背景に雇用が拡大基調にあるとみられるとのコメントとともに報じられており、日経福島支店の「有効求人倍率は緩やかに上昇を続けており、極めて高い水準で推移している。業況によってばらつきはあるが、全体としては人員不足感の強い状態が続いている」との見解が掲載されている(乙二共140の10「福島県報記事」(平成26年5月24日))。

カ いわき市の自動車保有台数は、平成22年から平成26年にかけて次のとおり推移しており(単位は台、いずれも3月31日時点)(乙二共146の1～5「福島県市町村勢一覧」)、平成23年以降一貫して増加傾向にある。このことは、いわき市における消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
25万9095	25万8732	26万0888	26万7157	27万1784

キ いわき市における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成26年にかけて次のとおり推移しており(単位は戸、乙二共147の1～5「建築者工価計」)、平成24年以降急増している。これは、復興に向けての旺盛な経済活動がなされていることを示すものである。

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1694	1712	1514	3191	4608	3636

3 西白河郡矢吹町(原告番号8)

(1) 避難指示の内容

西白河郡矢吹町は政府による避難指示等の対象となっておらず、中間指針追補(乙二共2)において定める自主的避難等対象区域にも該当しない。もつとも、被告東電においては、中間指針の考えをさらに一歩進めて、矢吹町を含む福島県県南地域一定の地域について自主的賠償を行っている。

原告番号8の本件事故時点における住所地

は、

(2) 避難の状況

本件事故後の矢吹町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、平成24年4月1日時点において54人(いずれも県外避難者)、平成27年4月1日時点において42人(県内避難者1人、県外避難者41人)となっている(乙二共128の1, 2)。

このように、平成27年4月1日時点における18歳未満の避難者数は42人であり矢吹町における平成23年1月1日時点における18歳未満の人口3038人(乙二共148「市町村別18歳未満人口推移」)に占める割合は1.38パーセントであることからすると、矢吹町においては、本件事故以降も大多数の18歳以下の住民が引き続き生活を送っている状況にあるから、平均的・一般的に一般的な人が自主的避難を行い継続したという事情は認められない。

また、避難者数が大幅に減少していることから、本件事故後に避難を実施

した者のうち相当数が既に療養していることが分かる。

こうした場合、原告番号8は本件事故から半年以上が経過した平成23年12月に至ってから避難を開始しており、かかる避難が原告らの自主的判断によることは明らかである。

(3) 除染の状況

ア 矢吹町では、平成23年12月に、「矢吹町除染実施計画（第1版）」が策定され、その後、平成24年7月に第2版が策定され（乙ニ共141の1）、これら除染計画に沿って除染が実施されてきた。

原告番号8の本件事故時点における居住地（矢吹町大町265番地）は、線量的に問題がないため特に除染の対象とはされていない（乙ニ共141の1の2～3頁）。

イ 除染の進捗状況については、公衆施設については計画数・発注数27施設のうち21施設、住宅については計画数・発注数6425戸の5613戸（うち調査のみで終了したものが5205戸）、水田については計画数・発注数132ヘクタールの全てにおいて除染が完了している（以上については平成27年7月末時点、乙ニ共129の8「環境省除染情報サイトホームページ（矢吹町）」）。

(4) 空間放射線量率の状況

原告番号8の本件事故時点における居住地（矢吹町大町265番地）付近の空間放射線量率の測定結果は、「矢吹町立矢吹幼稚園」で0.094マイクログシーベルト/時となっている（乙ニ共130、乙ニ共131の8）。

(5) 健康調査の概要

ア 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

矢吹町については、平成27年8月までの累計で5508人（男性2659人、女性2849人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被曝者はおらず、全員について、預託実効線量は地蔵に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙ニ共132「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成27年8月までの累計））。

イ 同じく福島県が実施した県民健康調査による外被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外被ばく線の積算線量は、調査対象となった矢吹町民3364人について、1ミリシーベルト未満が3285人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が78人となっており、99.9パーセント超の対象者が5ミリシーベルト未満である。疫学調査により100ミリシーベルト以下の明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙ニ共133「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」）。

(6) 復興の状況

ア 矢吹町においては、本件地震により道路、上下水道、農業施設などの公共施設等に多大な被害が生じたが、平成23年12月に「復興ビジョン」（乙ニ共141の2）を策定し、これにより、社会基盤等の復旧が進められ、インフラの早期復旧のほか、耐震化や道路の強化等の防災基盤の強化

が図られている。

また、平成24年3月には「矢吹町復興計画」(乙ニ共141の3)が策定され、生活再建の支援と社会生活基盤の復旧や産業基盤の再生など7つの柱に基づく復旧事業計画が進められている(乙ニ共141の4「広報やぶき(平成26年2月号)」)。

イ 福島県の観光客入込状況(乙ニ共142の1及び2)によれば、平成22年に12万5991人であった矢吹町への観光客入込数は、平成23年に4万7356人に減少したものの、平成25年11万8095人、平成26年12万3879人(前年比4.9%増)と、本件事故前と比較してほぼ遜色ない数値となっている。

ウ 矢吹町の製造品出荷額は、平成22年は555億円であったが、平成23年467億円、平成24年475億円と推移している(乙ニ共143「経況・産業の現状と復興・復旧の取組」20~21頁)。

エ 矢吹町の求人状況は福島県平均を上回る求人倍率となっている。福島県労働局によると、平成26年12月の県内の有効求人倍率は1.52倍(季節調整値)と高く、この内矢吹町が含まれる県中・県南公共職業安定所管内においても1.59と倍と県平均を上回る求人倍率となっている(乙ニ共144「平成26年12月分公共職業安定所業務取扱月報」)。

オ 矢吹町の自動車保有台数は、平成21年から平成25年にかけて次々とおり推移しており(単位は台、いずれも3月31日時点)(乙ニ共146の1~5「福島県市町村勢一覧」)、平成23年から平成24年にかけて減少したものの、その後は増加している。このことは、矢吹町における消

費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
1万4656	1万4754	1万6000	1万5204	1万6456

カ 矢吹町を含む西白河郡における新設住宅着工戸数は、平成21年から平成26年にかけて次のとおり推移しており(単位は戸、乙ニ共147の1~5「建築着工統計」)、本件事故の影響は限らない。

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
364	187	294	206	379	288

以上

